

第3号様式（第3条関係）

指定消防水利変更・撤去等届出書

年 月 日

（宛先）

秦野市消防長

所有者等

住 所

氏 名

電話番号 ()

消防法（昭和23年法律第186号）第21条第3項の規定により、指定消防水利の変更等が生じますので、次のとおり届出をします。

1 所在地	
2 種別	<input type="checkbox"/> 現場打ち防火水槽 <input type="checkbox"/> 二次製品防火水槽 <input type="checkbox"/> 地中ばり防火水槽 <input type="checkbox"/> その他 ()
3 変更等	<input type="checkbox"/> 変 更 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 撤 去 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 使用不能 年 月 日から 年 月 日まで
4 変更等の理由
※ 管区番号	第 管区第 号

備 考

- 1 種類欄は、該当する項目を○印をつけてください。
- 2 変更等種別欄は、該当する事項にレ点を付すとともに、変更等の年月日を記入してください。
- 3 変更等の理由はなるべく具体的に記入してください。
- 4 ※欄の記入は不要です。
- 5 変更等が生じる7日前までに提出してください。

参 考

消防法

第21条（消防水利の指定、標識の掲示、水利変更等の事前届出）

第21条 消防長又は消防署長は、池、泉水、井戸、水そうその他消防の用に供し得る水利についてその所有者、管理者又は占有者の承諾を得て、これを消防水利に指定して、常時使用可能の状態に置くことができる。

2 消防長又は消防署長は、前項の規定により指定をした消防水利には、総務省令で定めるところにより、標識を掲げなければならない。

3 第1項の水利を変更し、撤去し、又は使用不能の状態に置こうとする者は、予め所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

【消防の用に供し得る水利】

自然水利、人口水利のいかんを問わず、私有の池、井戸、泉水等で消防の用に供することができ、かつ公共的なものとなし得ることができるものをいう。

【参 考】

消則三四の二・別表一の四

【罰 則】

届出をせず消防水利を使用不能の状態に置いた者

罰金三十万円以下・拘留（消防四四15）